

意見書・再意見書

令和3年11月15日

吹田市長宛

住所
氏名
電話番号

(法人にあつては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 第3項の規定により、次の
とおり説明報告書に対する意見書
見解書に対する再意見書を提出します。

開発事業の名称	(仮称)吹田市垂水町1丁目 新築工事		
事業区域の位置	吹田市垂水町1丁目336番4号-一部337番2		
予定建築物	<input checked="" type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他()		
意見の内容	<p>計画地は南側前面道路を主としてありますが、北側側方道路と 接道されています。南設された計画を望みます。</p> <p>東側敷地の南北双方の通路を検討願います。</p> <p>合議住宅となっておりますので、当地域の学区内の市民体育祭は必 ずとも全活動が同じ地域にはなりません。相互の交流は後立って 思われますので、敷地の南設をお願いたします。</p>		
※受付年月日	R3 年10月18日	※受付番号	第03-L-05号
※備考			<p>※受付印</p> <p>受付 開発審査室 311.16 第03-L-05号</p>

- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 3 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

(仮称) 吹田市垂水町 1 丁目新築工事 見解書

No. 1 見解書

当計画は分譲マンションとなっており、防犯上の観点から敷地内への関係者以外の立ち入りは出来ません。また、当計画地は北側道路には接道しておりますが、事業計画上北側に出入口を設け、第三者が通り抜け可能な通路を設置する事は考えておりません。ご理解のほど、宜しくお願い致します。

貴重なご意見誠にありがとうございます。

様式第8号

意見書・再意見書

2021年 11月 26日

吹田市長宛

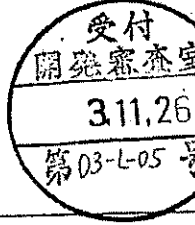
住 所

氏 名

電話番号

(法人にあつては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 第3項 の規定により、次の
とおり 説明報告書に対する意見書 を提出します。
見解書に対する再意見書

開発事業の名称	(仮称) 吹田市垂水町1丁目計画 新築工事		
事業区域の位置	吹田市 垂水町一丁目336番4の一部、337番2		
予定建築物	<input checked="" type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他 ()		
意見の内容	<p>1. プライバシーについて 計画建築物のバルコニー/窓などから見える周辺住宅のプライバシーについて、周辺住宅の窓位置や高さなども調査して考慮されているかなども含めて詳細をご説明いただきたい。特に北側は隣地境界線との距離があまりなく、東棟北面の窓や北側3~4階部のバルコニーなどから隣接住宅の窓や庭が丸見えにならないか懸念している。</p> <p>2. 日照環境について 事業地周辺の住居に対する季節/時間帯別日照環境(日陰の状況)を函面等でご説明いただきたい。特に計画建築物北側の住戸に対して南からの日照が遮られないか懸念している。</p> <p>3. 電波環境について 事業地周辺の住居に対する電波環境(電波の影などの状況)を函面等でご説明いただきたい。(概要説明会では追って説明いただけるということでしたが、確認のため記載しています。)また、電波環境が悪化した場合の対応についても説明をお願いしたい。</p> <p>4. 騒音/振動について 工事期間中の騒音/振動対策についてご説明いただくと共に、振動の結果家屋に問題が出た場合に確認が出来るよう、事前に周辺家屋の現状調査をお願いしたい。(本件も概要説明会では追ってご説明いただけるということでしたが、確認のため記載。)</p> <p>5. 既存建物の解体について(吹田市限へ) 既存建物の解体についても、騒音/振動の問題が無いよう事業者にご指導いただきたい。(計画概要説明会で既存建物の解体については本計画の範囲外という説明を受けましたが、他の出席者からすでに調査などで事前説明の無い騒音等があったという意見があり懸念しています。)</p>		
※受付年月日	R 3 年 10 月 1 8 日	※受付番号	第03-L-05号
※備考			※受付印 

- 注 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 2 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 3 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供するとともにインターネットにより公表します。

(仮称) 吹田市垂水町1丁目新築工事 見解書

No.2 見解書

1. プライバシーについて

「吹田市開発事業の手續等に関する条例」に基づく大規模開発事業構想手続きに伴う計画概要説明では、事業の構想を説明させて頂き、その構想に対する意見を頂く事になります。

今回ご意見として頂きましたプライバシーにつきましては、検討したうえ「吹田市環境の保全等に関する条例」に基づく中高層協議に伴う説明時に詳細な資料を提示し、説明をさせて頂きたいと考えております。ご理解のほど、宜しくお願い致します。

2. 日照環境について

「吹田市開発事業の手續等に関する条例」に基づく大規模開発事業構想手続きに伴う計画概要説明では、事業の構想を説明させて頂き、その構想に対する意見を頂く事になります。

今回ご意見として頂きました日影につきましては、「吹田市環境の保全等に関する条例」に基づく中高層協議に伴う説明時に日影図を提示し、説明させて頂きたいと考えております。ご理解のほど、宜しくお願い致します。

3. 電波環境について

「吹田市開発事業の手續等に関する条例」に基づく大規模開発事業構想手続きに伴う計画概要説明では、事業の構想を説明させて頂き、その構想に対する意見を頂く事になります。

今回ご意見として頂きましたテレビ電波障害につきましては、「吹田市環境の保全等に関する条例」に基づく中高層協議に伴う説明時にテレビ電波予測範囲図を提示し、説明させて頂きたいと考えております。ご理解のほど、宜しくお願い致します。

4. 騒音/振動について

「吹田市開発事業の手續等に関する条例」に基づく大規模開発事業構想手続きに伴う計画概要説明では、事業の構想を説明させて頂き、その構想に対する意見を頂く事になります。

今回ご意見として頂きました工事に伴う騒音、振動につきましては、「吹田市環境の保全等に関する条例」に基づく中高層協議に伴う説明時に工事資料を提示し、説明させて頂きたいと考えております。また、周辺家屋の事前調査につきましては、施工会社の決定後、新築工事着手までには、対象となる方々に個別でお知らせさせて頂く事になります。理解のほど、宜しくお願い致します。

5. 既存建物の解体について (吹田市殿へ)

吹田市へのご意見は事業者側よりお答えする内容ではございませんので、控えさせて

頂きます。

現建物の解体工事につきましては現所有者側で行いますので、ご意見はお伝えさせて頂きます。ご理解のほど、宜しくお願い致します。

貴重なご意見誠にありがとうございます。